

令和3年

9月号

地域安全ニュース

発行

尾道警察署

22-0110

クロスボウ所持禁止

銃刀法が改正され、クロスボウの所持が原則禁止・許可制となります。改正法の施行後、不法に所持した場合、罪に問われます(3年以下の懲役又は50万円以下の罰金)

※改正法は、公布の日から9か月以内に施行されます。



銃刀法の規制対象となるクロスボウとは、どのようなもの？

引いた弦を固定し、これを解放することによって矢を発射する機構を有する弓のうち、矢の運動エネルギーの値が人の生命に危険を及ぼし得る値以上となるものです。



自宅などにクロスボウを所持している場合は？

改正法の施行後6か月以内に許可申請をするか、警察に処分を依頼してください。(施行後6か月以内にこれらの措置を講ずれば、罪に問われません。)



具体的な処分方法は？

最寄りの警察署に直接持ち込んでいただければ、無償で処分します。(処分の依頼は施行前でも受け付けています。)

オレオレ詐欺犯人の音声データ公開中

次は、あなたの家にかかってくるかもしれませんよ？

尾道市に実際にかかってきたオレオレ詐欺犯人の音声データを県警ホームページで公開しています。右のQRコードを読み取って、実際の音声聞いてみてください。電話でお金の話が出たら詐欺です。家族の名前が出たからと言って、簡単に信用しないようにしましょう。

QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。



認知症の方が行方不明にならないための予防策

ご家族が日頃から気を付けておくこと

- ① 玄関に二重の鍵をかける。玄関の扉が開いたら、チャイムとかメロディーが鳴るセンサーを付ける。
- ② 二人の距離が一定距離、離れたらブザーが鳴るといった便利な防犯グッズやアプリを使用する。
- ③ GPS機能の付いた、見守りケータイなどを身につけさせる。
- ④ 着衣、特に下着などのタグの部分に、名前や連絡先を記載しておく。靴やサンダル、杖、手押し車などにも、ネームシールを貼っておく。

それでも、行方不明になってしまったら...

ご家族が警察に届け出る際に、気を付けておくこと

- ① 躊躇せずに、できるだけ早く警察に届ける。
- ② 所持金、携帯電話や車の有無を確認する。
- ③ 最近撮影した、ご本人の写真を持参する。

【尾道警察署管内犯罪発生状況】

令和3年7月中

罪種	件数	前年比
自転車盗	30	-18
万引き	52	+15
車上ねらい	13	+2
器物損壊	30	+3
侵入窃盗	23	+8
バイク盗	2	-3

高齢者による万引き被害が急増しています。万引きは犯罪です。

また、侵入窃盗も多発しています。ちょっとした間でも自宅の鍵かけをお願いします。